

給与規定

(対象者)

第1条 この規定は、認定特定非営利活動法人富士山クラブの就業規則第2条に定められた事務局職員を対象とする。

(賃金)

第2条 就業規則第30条に定められた賃金の構成のうち基本給、職能・業績給は次の通りとする。

<基本給>

(単位：円)

22才	23才	24才	25才	26才	27才	28才	29才	30才	31才
200,000	202,000	204,000	206,000	208,000	210,000	212,000	214,000	216,000	218,000
32才	33才	34才	35才	36才	37才	38才	39才	40才	41才
220,000	222,000	224,000	226,000	228,000	230,000	232,000	234,000	236,000	238,000
42才	43才	44才	45才	46才	47才	48才	49才	50才	51才
240,000	242,000	244,000	246,000	248,000	250,000	252,000	254,000	256,000	258,000
52才	53才	54才	55才	56才	57才	58才	59才	60才～65才	
260,000	262,000	264,000	266,000	252,800	239,600	226,400	213,200	200,000	

<職能・業績給>

(単位：円)

経験年数	0年	2年以上	5年以上	10年以上	20年以上	56才	57才	58才	59才	60才
	2年未満	5年未満	10年未満	20年未満	55才					65才
金額	0	10,000	20,000	30,000	40,000	32,000	24,000	16,000	8,000	0
		50,000	70,000	80,000	90,000	72,000	54,000	36,000	18,000	

(手当)

第3条 手当として次の手当を支給する。

事務局長手当 月額 50,000円

プログラムオフィサー手当 月額 50,000円

児童手当 月額 5,000円

通勤手当 別表1

- 災害、感染症感染拡大などの社会状況によって、理事長が在宅勤務を命じた場合は、光熱費及び通信料手当として1日250円支給するものとする。

- 3 諸手当以外に、この法人が必要と認めた場合には、その名称、目的、対象者、支給額、支給期間を理事会が定めて支給することがある。

(割増賃金)

第4条 時間外に勤務する割増賃金は次の計算方法により支給する。

- (1) 1日の実労働時間が8時間を超えて勤務した場合
基準賃金×1日8時間を超えて勤務した時間数×1.25
 - (2) 深夜(午後10時から午前5時までの間)に勤務した場合
基準賃金×深夜に勤務した時間数×1.25
 - (3) 所定休日に勤務することを命ぜられた従業員がその勤務に服した場合
基準賃金×所定休日に勤務した時間数×1.25
 - (4) 法定休日に勤務することを命ぜられた従業員がその勤務に服した場合
基準賃金×法定休日に勤務した時間数×1.35
- 2 基準賃金は、次の算式により計算して支給する。
(基本給+職務手当)÷1か月の平均所定労働時間数

第5条 この規定の実施に関し、必要な事項については、理事長の議決を経て別に定める。

附則

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

改正 令和2年10月5日

別表1（通勤手当）

- 1 通勤手当は以下の通り、合理的な運賃額を基準に通勤実費を支給する。
- 2 前項の利用する交通手段及び通勤実費については、理事長の承認を要する。
- 3 通勤手当は、交通機関利用の場合は原則として6か月ごとに通勤に要する実費を支給する。自家用車の場合は、1か月ごとに支給する。
- 4 欠勤、休業、または理事長が在宅勤務を命じた場合は、交通機関利用の職員はすでに支給した通勤手当の残額（解約清算金）を返還するものとする。自家用車利用の場合は、その月の就業日数で割った金額（日額）に欠勤、休業した日数分相当額を

支給しない。

区 分		備考（非課税限度額）
電車やバスなどの交通機関を利用している	通勤手当として実費支給	*合理的な運賃額。最高3万円まで
自家用車	有料道路などを利用している人へ支給する通勤手当	*合理的な運賃額。最高3万円まで
	片道35km以上	20,900円（運賃相当額が20,900円を超える場合にはその運賃相当額）。最高3万円まで
	片道25km以上35km未満	16,100円（運賃相当額が16,100円を超える場合にはその運賃相当額）。最高3万円まで
	片道15km以上25km未満	11,300円（運賃相当額が11,300円を超える場合にはその運賃相当額）。最高3万円まで
	片道10km以上15km未満	6,500円
	片道2km以上10km未満	4,100円
	片道2km未満	0円

「*合理的な運賃額」とは、職員調書に基づいて算定された、通勤区間に要する最低運賃額を指す。